平成２５年（フ）第１６１号
山梨県甲斐市篠原2174番地１
債務者　土屋とし美
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
山梨県甲府市金竹町６番10号　久保方
債務者　小林　幸子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
山梨県笛吹市石和町唐柏48番地12
債務者　菊島　勝明
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
山梨県北杜市白州町鳥原846番地
債務者　石川　淳一
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
山梨県中央市西花輪3375番地４　小池住宅２
債務者　中田紀恵美
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
宮城県大崎市古川江合錦町２丁目５番30号
スカイハイツＡ棟103号
債務者　小山　直美（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
宮城県大崎市古川西館３丁目４番27号
債務者　鈴木恵美子
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
長野県上田市武石沖398番地10
債務者　白井　律子
１　決定年月日時　平成25年７月８日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４６号
三重県伊賀市上神戸4353番地の282
債務者　福田　由夏
１　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第３５７号
神戸市長田区片山町１丁目23番11号　ハイツ瓦屋302号
債務者　塩田　師大
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５９号
神戸市長田区日吉町３丁目１番６－402号、従前の住所神戸市長田区細田町３丁目７番11号
債務者　正木　伸人
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７７号
神戸市北区唐櫃台４丁目17番２－401号
債務者　小松　光子
１　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６号
兵庫県宝塚市中山五月台２丁目18番１号
債務者　長谷川とも代（旧姓八田・榎本）
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
兵庫県篠山市郡家837番地６
債務者　岸本　勇輝
１　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
愛媛県今治市南宝来町３丁目７番地９
債務者　髙島　通知
１　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３６号
愛媛県今治市蔵敷町１丁目12番地２、前住所愛媛県今治市南日吉町１丁目２番34号、前々住所愛媛県今治市蔵敷町１丁目７番地３　101号室
債務者　田鍋　　恒
１　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
松山地方裁判所今治支部